

第187号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー11月調査結果から

〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り
新鮮情報

掃除中の 転倒・転落事故 に気を付けて!

事例1 脚立に上って、団地内の掲示板の屋根を掃除していたところ転落し、救急車で運ばれ入院した。頭を打ったようだ。

(60歳代 男性)



©Kurosaki Gen

事例2 掃除機を使用中、カーペットからフローリングになった途端に吸引力が軽くなり、掃除機に引っ張られて転倒した。その後、腰の痛みが続き病院で受診すると、腰椎の圧迫骨折と診断された。

(80歳代 女性)

- ・転落事故の防止には、まず転落の危険を回避することが大切です。脚立やはしごを使用する際は、安定した足場に置き、片方の手で固定された家具などにしっかりつかまるなど、慎重に作業しましょう。
- ・小さな段差など、つまずきの原因になりそうなものをできるだけなくし、足元が見えづらい場所には明るい照明器具などを増やすなど転倒を防止する環境を整えましょう。

(国民生活センター見守り新鮮情報より)

消費生活関連

11月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・いらなくなった靴を買い取るという業者から「どこのお宅でも履かなくなった靴ってあるじゃないですか。」と電話があったので「無いです。失礼します。」と断った。
- ・「いらない洋服や食器はないか。汚れた服でも欠けた皿でも良い。」と電話があった。
- ・「生命保険を見直しませんか。保険証券の診断をします。」と電話があった。同様の報告他1件。
- ・聞いたことのない通信販売の事業者から「健康器具の無料貸し出し体験をおこなっている。買いか買わないかは使ってみてからの判断でよい。」と電話があった。
- ・外壁塗装の業者から「安く塗装するが、いかがか。」と、電話があった。
- ・牛乳販売店から、音声ガイダンスで牛乳の宅配を勧める電話があった。
- ・銀行から「現在、普通預金にあるお金を他の金融商品にチェンジしないか。」と電話があった。

その他

- ・過去に通信販売の業者から無料のサプリメントを送ってもらい試したが、その時はあまり効果がなかったので購入契約しなかった。その後、ダイレクトメールや電話などで、度々、購入を勧められるようになった。
- ・スマートフォンのSMS(ショートメッセージサービス)に「不在の為、お荷物を持ち帰りました。確認下さい」とのメッセージにURLが添付されて届いた。以前届いたメールには「連絡ください」とあったが、今回は「確認下さい」だった。
- ・スマートフォンのSMSに国の税関係の機関名で「重要なお知らせ、必ずお読みください」というメッセージが入った。差出人の所在地、名称、担当者名等の記載が無かったため無視して削除した。
- ・最近、あまり電話勧誘が来なくなった。

消費生活相談員からのコメント

今月も「不用品の買い取り業者から電話があった。」という訪問購入関連の報告が複数ありました。国民生活センターの公表によると「訪問購入の業者に不用品を引き取ってもらえず、強引に貴金属を安い金額で買い取られた。」という相談が全国の消費生活センター等に寄せられており、中でも最近「ウクライナに送る冬物の衣類を買い取りたい。」と勧誘されるケースもあります。ウクライナの支援のためだと思い承諾したものの、来訪した事業者「貴金属を見せろ。」と言われ、結局衣類は引き取られなかったというものです。

年末の大掃除、不用品の処分に困っていたところにちょうどよく「何でもよいから不用品を買い取る。」などと電話が来ることもあるかも知れません。勧誘電話の業者が本当に信頼できるかどうか、十分検討し、不要な場合はきっぱり断りましょう。

悪質な勧誘などで、お困りの時は消費生活センターにご相談ください。万が一、訪問を受けて、断っても帰ってもらえない場合は警察に通報しましょう。

(参考: 国民生活センターHP)



消費者庁イラスト集より

食品の品質表示

11月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈11月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況		
生 鮮 食 品	農産物	さつま芋	名称・産地	22	有	22	
					無	0	
		柿		22	有	22	
					無	0	
	水産物	貝	名称・産地	22	有	22	
					無	0	
		畜産物		牛肉	22	有	22
						無	0
加工食品		ハム	・第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	11	有	11	
					無	0	

◆報告

- ・近所から干し柿用の柿をもらったが、半分が奇形だった。原因不明との事だった。
- ・ブロッコリーに「産地は商品に記載」と表示されていたが、どこにも表示がなかった。以前はダンボールにマジックで大きく表示されていてよかった。



消費生活相談員のコメント

ニュースや新聞によると、宮城県において干し柿用の柿の奇形が高い割合で発生していると報道されています。県の担当課によると、大きい原因として開花時の気温の高低差などが考えられるが、はっきりとした原因はよくわからないとの事ようです。

ブロッコリーの産地表示がなかったとの報告がありました。農産物は原産地の表示義務がありますので、後日、確認致します。

～編集後記～

7月に国民生活センターから、海産物の電話勧誘販売や送り付けのトラブルが前年度比で2倍以上に増加したため注意喚起がありました。「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」などといって消費者の親切心や同情心につけ込む勧誘のほか、「買ってもらわないと困る」などの強引な勧誘も目立ちました。

その後も相談が寄せられており、今年度は、昨年度の5,000件をさらに上回ることが想定されるペースになっています。カニなどの海産物の購入機会が増える年末にかけて、このようなトラブルが増加する可能性がありますので、特に注意してください。 ～国民生活センターHPより引用～

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)



令和4年11月2日(水)田尻文化センターで「令和4年度老人福祉の集い」が開催されました。

写真は大崎市消費生活センター相談員による「還付金詐欺」についての寸劇の様子です。沼部公民館の職員にお手伝いをいただき(写真中央)詐欺被害の手口の説明と注意喚起をしました。

令和4年12月23日 発行